

定期監査結果報告書

令和2監査年度 第1回

(令和2年10月～令和3年2月執行分)

監査対象機関

知事部局所管の現地機関	52機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	12機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	48機関
公安委員会所管の警察署	10機関
合計	110機関

佐賀県監査委員

監 査 第 237 号
令和 3 年 6 月 8 日

佐賀県議会議長	藤 木 卓一郎	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	落 合 裕 二	様
佐賀県公安委員会委員長	安 永 恵 子	様

佐賀県監査委員	久 本 智 博
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	大 場 芳 博

定期監査（令和2監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第 2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	4
3 その他指摘事項・検討事項	5
4 監査対象機関ごとの監査結果	7
知事部局所管の現地機関	7
・政策部 現地機関	7
・総務部 現地機関	8
・地域交流部 現地機関	9
・県民環境部 現地機関	11
・健康福祉部 現地機関	12
・産業労働部 現地機関	15
・農林水産部 現地機関	16
・県土整備部 現地機関	20
教育委員会所管の教育機関等	22
公安委員会所管の警察署	33
用語の解説	35

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和2年10月～令和3年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	52機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	12機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	48機関
公安委員会所管の警察署	10機関

3 監査の着眼点

令和2年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
知事部局においては事務マネジメントにおけるリスク対応策に沿った対応ができていないか、必要な体制となっているか
調定漏れ、調定金額の誤りはないか
検査完了後の支出は遅延していないか
契約書の内容は適正か
工事の執行管理は適正か

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか

用語の解説については、35 ページから 40 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項（指導事項）についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項					1	1				2
その他指摘事項		1	14	23	13	9		14	2	76
検討事項			3					1		4
合計		1	17	23	14	10		15	2	82

重要な指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検討事項 ... 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指導事項 ... 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【健康福祉部】

契約事務に関し適正でないものがあった。

(九千部学園)

見積り合わせによる随意契約を装うため、請負業者の見積額よりも高い金額の見積書の提出を他の業者(一者)に依頼し、見積決定を行っていた。

工 事 名	九千部学園男子居住棟東1 洗面所及び居室改修工事
契約年月日	令和2年3月12日
契約期間	令和2年3月12日～令和2年3月30日
契約金額	957,000円

工 事 名	会議室・居住棟西3 クロス張替工事
見積決定日	令和2年3月16日
契約期間	令和2年3月16日～令和2年3月30日
契約金額	185,000円

【県土整備部】

工事費で積算額を誤っているものがあった。

(有明海沿岸道路整備事務所)

仮橋鋼材の一部に、他工事で発生した鋼材を再利用したが、端材のスクラップ処理が発生した。そのスクラップ処理分を控除する際に、数量の単位を「-1,000 kg」とすべきところを「-1 kg」と計上したため、積算を誤り、過大に支出していた。

工 事 名	道改2A第0111444-008号国道444号道路改良(国道)(2A)工事 (仮橋工)
契約金額	132,336,720円
契約日	平成30年8月1日
工事期間	平成30年8月1日～令和元年7月1日
過大積算額(契約額)	2,430,000円

3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (0件)
- (2) 給与、旅費関係 (1件)
時間外勤務手当で追給を要するもの
- (3) 収入関係 (17件)
領収証書の発行事務で適正でないもの
収入未済があるもの
現金を委任出納員へ引き継がないまま払込調定しているもの
使用済領収証書の保管で適正でないもの
書損した領収証書の原本が保存されていないもの、また授業料の戻出処理で遅延しているもの
行政財産の使用許可等に伴い徴収する管理費の取扱いに関し検討を要するもの
- (4) 支出関係 (23件)
支出負担行為で遅延しているもの
コピー料金で過大に支出しているもの
電気料の支払いで遅延しているもの
支出の年度区分を誤っているもの
請求書の日付等を砂消しゴム等で修正しているもの
歳出予算から支出すべきところ収入すべき額から控除しているもの
立替払により支出しているもの
事前伺いの承認を受けずに掛買いを行っているもの
債権者を誤って支払っているもの、また、誤った金額の請求書により支払っているもの
- (5) 契約関係 (13件)
契約書等の内容で適正でないもの
 - ・ 契約書に契約者(所属長)の記名、押印がないもの
 - ・ 記載すべき事項を記載していないもの
 - ・ 変更契約書に収入印紙が貼付されていないもの請書を提出させていないもの
設計業務の検収が不十分なもの
契約者以外の者から提出された完了届を受理し検査を行っているもの
請書の日付を砂消しゴム等で修正しているもの
プロポーザル方式による随意契約締結後の事務処理が適正でないもの
原契約の契約者と異なる者と合意書を結び違約金を支払っているもの
合意書を締結しないまま違約金を支払っているもの
契約期間が1年未満の契約を長期継続契約として契約し、翌年度以降の自動契約更新を行っているもの
産業廃棄物で処分すべき物品を一般廃棄物で処分しているもの

- (6) 工事の執行関係 (9件)
事前調査が十分でないもの
下請承認後に提出させる書類に不備があるもの
段階確認検査に伴う監督員の確認を受けた書面がないもの
工事の管理に必要な書類を提出させていないもの
工事の安全管理で適正でないもの
工事の完成検査で適正でないもの、また、監理業務受託者を委託期間満了後の完成検査に立ち合わせているもの
監督員決定の手続き及び通知を行っていないもの
- (7) 補助金関係 (0件)
- (8) 財産関係 (15件)
物品の処分で適正でないもの
財産管理の事務手続きで適正でないもの
生産品出納・処分簿の記載で適正でないもの
生産実習に伴う生産品等の管理で適正でないもの
物品に損害を与えているもの
公有財産管理の事務手続きに関し検討を要するもの
- (9) その他 (2件)
委任出納員の事務引継ぎで適正でないもの
部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	令和3年2月8日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	令和3年2月9日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 請求書の日付を砂消しゴム等で修正しているものがあった。

・総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	令和3年2月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 請求書の日付を砂消しゴム等で修正しているものがあった。

・地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	令和 3 年 2 月 8 日
監査執行者	監査委員 久本 智博 土井 敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	令和 2 年 12 月 3 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>領収証書の発行事務手続きで適正でないものがあった。</p> <p>歳出予算から支出すべきところ収入すべき額から控除しているものがあった。</p> <p>請求書の日付を砂消しゴム等で修正しているものがあった。</p> <p>行政財産の使用許可等に伴い徴収する管理費の取扱いで検討を要するものがあった。</p> <p style="text-align: right;">（検討を指示した所属：資産活用課）</p>

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	令和 3 年 1 月 26 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 土井 敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	令和 3 年 1 月 27 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 土井 敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	令和 2 年 12 月 16 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>現金を委任出納員へ引き継がないまま払込調定しているものがあった。</p> <p>請書の日付を砂消しゴムで修正しているものがあった。</p>

・県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	令和2年12月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	令和3年1月22日
監査執行者	監査委員 久本 智博 土井 敏行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 請求書の日付を砂消しゴム等で修正しているものがあった。

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	令和3年1月22日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	令和2年12月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(生活保護費返還金)

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	令和3年1月27日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(生活保護費返還金)

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	令和2年12月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 領収証書を交付していないものがあった。 学会の参加費で立替払により支出しているものがあった。

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	令和3年1月26日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 土井敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	令和2年12月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>時間外勤務手当で追給を要するものがあった。</p> <p>収入未済があった。(児童福祉費負担金)</p> <p>請求書の日付を修正テープで修正しているものがあった。</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	令和3年1月22日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	令和2年12月8日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	令和3年1月15日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>領収証書の保管が適正でないものがあった。</p> <p>事前伺いの承認を受けずに掛買いを行っているものがあった。</p> <p>見積合わせによる随意契約を装って見積決定しているもの、また、見積書の記載内容で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	令和2年12月10日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	令和3年1月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	令和3年1月20日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 土井 敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	令和 3 年 2 月 9 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	令和 3 年 1 月 18 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 プロポーザル方式による随意契約締結後、県のホームページに必要事項を公表していないもの、また、変更契約書に収入印紙を貼付させていないものがあった。

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	令和 3 年 2 月 25 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 電気料の支払いが遅延し延滞金を支払っているものがあった。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	令和 3 年 1 月 28 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	令和3年1月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	東部農林事務所
監査執行年月日	令和3年2月22日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>契約者以外の者から提出された完了届を受理し検査を行っているものがあった。</p> <p>施工体制台帳に必要な書類を添付させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	令和3年2月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>遡及して財産の使用許可を行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	令和3年2月25日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>公有財産管理の事務手続きで検討を要するものがあった。</p> <p>(検討を指示した所属：資産活用課)</p>

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	令和3年2月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>領収証書の保管が適正でないものがあった。 物品の処分の事務手続きで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	令和3年2月16日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	令和3年2月2日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	令和3年1月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>請求書の日付を砂消しゴム等で修正しているものがあった。</p>

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	令和3年2月16日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	令和3年1月27日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>生産品出納・処分簿の記載で適正でないものがあった。 委任出納員の事務引継ぎで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	令和3年2月24日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	令和3年2月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和3年2月9日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>領収証書の発行事務で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和3年2月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>領収証書の保管が適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和3年2月24日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	令和3年1月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	令和3年2月25日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	令和3年1月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	令和3年2月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 県保管の契約書で契約者（所属長）の記名、押印がないものがあった。

・ 県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	令和 3 年 2 月 10 日
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞 樹
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>請求書の日付等を砂消しゴムで修正しているものがあった。</p> <p>行政財産の使用許可等に伴い徴収する管理費の取扱いで検討を要するものがあった。</p> <p>(検討を指示した所属：資産活用課)</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	令和 3 年 2 月 1 日・令和 3 年 2 月 2 日(書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事の安全管理で適正でないものがあった。</p> <p>行政財産の使用許可等に伴い徴収する管理費の取扱いで検討を要するものがあった。</p> <p>(検討を指示した所属：資産活用課)</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	令和 3 年 2 月 5 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>段階確認検査に伴う監督員の確認を受けた書面がないものがあった。</p> <p>財産管理の事務手続きで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	令和3年1月25日・令和3年1月26日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(弁償金ほか)</p> <p>請求書の日付を砂消しゴム等で修正しているものがあった。</p> <p>変更契約書に記載すべき事項を記載していないものがあった。</p> <p>下請承認後に提出を受けた書類で適正でないものがあった。</p> <p>工事の安全管理で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	令和3年2月25日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>請求書の請求者名等を訂正しているものがあった。</p> <p>事前確認が不十分で過大に積算しているものがあった。</p> <p>工事の管理に必要な書類を提出させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	令和3年1月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	令和3年2月17日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 土井 敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事費の積算で誤っているものがあった。</p>

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	令和 2 年 12 月 1 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	令和 2 年 12 月 1 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	令和 2 年 12 月 4 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	令和 2 年 10 月 14 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	令和 2 年 10 月 29 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 原契約の契約者と異なる者と合意書を結び違約金を支払っているもの、また、支出年度区分を誤っているものがあった。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	令和2年10月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	令和2年10月27日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 工事の完成検査で適正でないもの、また、監理業務受託者を委託期間満了後の完成検査に立ち合わせているものがあった。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	令和2年10月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	令和2年10月22日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	令和2年10月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	令和2年10月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	令和2年10月29日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	令和2年11月25日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	厳木高等学校
監査執行年月日	令和2年11月25日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	令和2年10月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	令和2年10月26日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	令和2年10月27日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 教育財産で使用許可を行っていないものがあった。

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	令和2年10月30日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	令和2年10月23日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 契約書で必要事項を記載していないものがあった。

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	令和2年10月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	令和2年11月24日
監査執行者	監査委員 角貞樹 土井敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品（パソコン）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	令和2年12月9日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	令和2年10月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>請求書の日付を砂消しゴムで修正しているものがあった。</p> <p>設計業務委託の検収が不十分で数量誤りを発見できないまま、工事の発注を行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	令和2年12月1日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>請求書の日付を砂消しゴムで修正しているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	令和2年11月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	令和2年11月26日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	令和2年12月2日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 産業廃棄物で処分すべき物品を一般廃棄物で処分しているものがあった。

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	令和2年12月1日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	令和2年11月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	令和2年11月26日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	令和2年10月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	令和2年12月4日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>現金を委任出納員へ引き継ぐ際に領収証書控に現金領収日付印を押印していないもの、また、領収証書の金額を上書き訂正しているものがあった。</p> <p>生産実習に伴う生産品等で管理を適正に行っていないものがあった。</p> <p>部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	令和2年11月26日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>生産実習に伴う生産品等で管理を適正に行っていないものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里商業高等学校
監査執行年月日	令和2年11月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	令和2年10月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 請求書の日付を砂消しゴムで修正しているものがあった。 契約期間が1年未満の契約を長期継続契約とし、翌年度以降を自動更新としているものがあった。

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	令和2年11月30日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	令和2年10月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	令和2年10月27日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>書損した領収証書の原本を保存していないもの、また、授業料の戻出処理で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	令和2年12月8日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>生産実習に伴う生産品等で管理を適正に行っていないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	令和2年10月16日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	令和2年11月2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	令和2年11月27日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>違約金の支出年度区分で誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	令和2年11月30日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>50万円を超える随意契約で請書を提出させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	令和2年12月16日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	令和2年11月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>原契約の契約者と異なる者と合意書を結び違約金を支払っているもの、また、支出年度区分を誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	令和2年11月26日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>合意書を締結しないまま違約金を支払っているもの、また、支出年度区分を誤っているものがあった。</p> <p>物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	令和2年12月18日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	令和2年11月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>監督員決定の手続き及び通知を行っていないものがあった。</p>

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	令和2年11月16日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	令和2年12月9日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	令和2年12月8日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	令和2年11月2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 コピー料金で過大に支出しているものがあった。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	令和2年12月16日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 債権者を誤って支払っているもの、また、誤った金額の請求書により支払っているものがあった。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	令和 2 年 11 月 25 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	令和 2 年 12 月 18 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	令和 2 年 11 月 12 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	令和 2 年 11 月 27 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	令和 2 年 11 月 30 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員交代について

土 井 敏 行 令和 3 年 4 月 22 日退任
大 場 芳 博 令和 3 年 4 月 23 日就任

用語の解説

用 語	説 明
<p>定 期 監 査</p>	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
<p>監査結果の報告</p>	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
<p>調 定</p>	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定(受入)決議書により徴収の決定(以下「調定」という。)を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定(以下「一般調定」という。)</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定(以下「払込調定」という。)</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定(以下「公金振替調定」という。)</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金(マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。)を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納入義務者に交付する領収証書は、会計管理者又は委任出納員があらかじめ公印を押し、領収証書発行番号整理簿に記入した領収証書でなければならない。</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員(委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。)又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支出負担行為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p>

	<p>工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為 補助金の交付の決定行為 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p>地方自治法施行令 第 167 条の 2</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき 認定業者開発の新製品の買入をするとき 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき 競争入札に付すことが不利と認められるとき 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき 落札者が契約を締結しないとき</p>
<p>請 書</p>	<p>請書とは、財務規則第 114 条で規定する契約書の作成を省略する場合において、発注者が発注した内容を受注者が受注したことを証明する書類のことをいいます。発注者が請書を受領した時点で契約が成立します。</p> <p>佐賀県財務規則 第 114 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。この</p>

	<p>場合において、第 1 号に該当するものについては、契約に必要な事項を記載した請書を提出させなければならない。ただし、軽易なものについては、見積書をこれに代えることができる。</p> <p>(1) 契約金額が 100 万円を超えない指名競争契約、随意契約又は物品売払いの契約を行うとき。</p> <p>(2) 競り売りに付して契約を行うとき。</p> <p>(3) 物品売払いの場合において、買受人が代金を即納して当該物品を引き取るとき。</p>
<p>長期継続契約</p>	<p>地方公共団体の契約は会計年度に合わせ単年度の契約期間とすることが原則ですが、法令で定める特別の場合には、複数年度にわたる契約を締結することができます。この契約を長期継続契約といいます。</p> <p>地方自治法</p> <p>第 234 条の 3 普通地方公共団体は、第 214 条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。</p> <p>地方自治法施行令</p> <p>第 167 条の 17 地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。</p> <p>佐賀県長期継続契約に関する条例</p> <p>地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 に規定する条例で定めるものは、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 電子計算機等の物品を借り入れるための契約</p> <p>(2) 警備業務等の庁舎管理に関する契約</p> <p>(3) 情報システム、検査機器等の監視及び保守に関する契約</p> <p>(4) その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、知事が特に認めるもの</p>

<p>プロポーザル 方 式</p>	<p>県が締結する契約のうち、県側において詳細な仕様書を作成することが困難なもの（民間企業等が有しているノウハウ・企画等を競争させることにより、要求するサービスの調達がはじめて実現されるもの）について、契約の前段階において、調達に参加する意思のある者から企画提案書等を提出させるなどにより、これらの内容や業務遂行能力が最も優れているものを選定するもので、業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル（提案書）を審査し、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法です。</p>
<p>生産品出納・ 処 分 簿</p>	<p>生産品出納・処分簿とは、佐賀県財務規則に基づき、県において生産又は製造した物品について、受入、保管や払出について記録する帳簿です。</p>
<p>か い</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることのできる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第2条第7号 かい 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>
<p>委 任 出 納 員</p>	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p>佐賀県財務規則 第2条第10号 委任出納員 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
<p>経 理 員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p>

佐賀県財務規則

第 9 条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。

第 14 条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。

- (1) 庶務に従事する職員
- (2) 出納局の職員
- (3) 生產品の販売を担当する職員

(注) 関係条文を一部抜粋